実刑含み全員有罪

福岡刑事二部 不正と良心を売った判決

九月六日、福岡地裁でひらかれた刑事二部公判は、組合員八名に対して実刑二名をふくみ全員有罪判決を下し、法の威信をふみにじって組合運動に対する露骨な弾圧をしめした。裁判のファッショ化は急速にすすめられてきた。われわれはこの弾圧裁判の意図を粉砕し、全員の無罪をかちとるためさいごまで一丸となって斗い抜こう。

福岡刑事二部の判決公判は九月六日福岡地裁でひらかれたが、判決は全くわれわれの期待を裏切り、不正と良心を売った判決となり、全員有罪を言渡した。（判決は別掲）この公判斗争では被告、弁護団、傍聴団は終始一体となって無実、無罪を主張し、約六〇名の組合員、主婦を証人とし立証に努力し、その結果第二組合員や転制が検察側証人としてなした証言は、少なからず崩れ去るにいたった。しかし、検察側は強引にデッチあげをカバーしようとして、越智被告の証人となった林田氏を共謀実行行為者として追起訴を強行し、港駅事件についても原口労仂課長代理を補充証人に立て、転場斗争の行き過ぎ論を証言させて、被告に対する一切の責任転嫁を企図したものであった。

判決での裁判官の態度は、被告、弁護側の証言を一切否定し、第二組合員や転制の証言をそのまま採用した。そして検事さえも意外とする実刑の判決を越智、林田両氏に言渡した。

判決の不当性

今回の判決の特徴は次の点にある

一、予断と偏見に立つ完全な思想裁判であり、労仂運動や大衆運動に対する敵意と憎悪に燃えた感情裁判である。

それは、例えば裁判長が実刑判決を言渡す理由として「被告らはまだ若いので……社会一般への警告の意味で執行猶予をつけなかった」という点である。

これは労仂争議への見せしめのためということである。スト破りを行なった会社側の反社会性には目をつぶり、どくに三池の労仂者に対する敵視観念をロコツにしめしたものに外ならない。

二、裁判という外観をもった政治的弾圧である。

公平に判断することはおろか、あたかも検事の論告のような処断の仕方で裁判がなされてしまった。これは裁判とほ名のみで、実質は行政的命令や決定と同じであり、裁判の意義は全く没却されているという外ない。

三、裁判のいちじるしいファッショ化である。

検事さえも「意外だった」とする実刑判決を下した考えは何か、それは裁判官の最高至上任務たる人権擁護の守護神たるを忘れ、もっぱら警察や検事なみに、取締官的意識で労仂争議権、団結権を真向うから否定し、柔りんし去っていることである。

裁判の合理性は全くなくなり、さながら韓国のぼく軍事政権下の恐怖裁判と少しも変らぬ非道さ、惨酷さをもっている。

主戦場は法廷外だ

われわれはここで、公判斗争を推進する「主戦場」は、まさしく法廷外にあることを確認しよう。そしてわれわれの斗争の歴史的、社会的正当性をさらに内外に訴え、被告が不当に処罰されず、処罰されるのは、このように労仂者を余儀なく抵抗させた権力と独占資本と分裂分子であることを。

公判斗争と大衆斗争を正しく強力に結びつけ、無罪を要求して断固斗かわなければならない。

罪名	被告	判決	論告求刑
監禁、暴力行為等処罰法違反、建造物侵入	川畑昭二路	懲役八月 執行猶予二年	懲役八月
暴力行為等処罰法違反	吉田義勝	懲役二月 執行猶予一年	懲役三月
住居侵入、傷害、威力業務妨害	原口豊	懲役五月 執行猶予二年	懲役八月
威力業務妨害	中島智博	懲役五月 執行猶予二年	懲役六月
暴力行為等処罰法違反 建造物侵入、証人威迫	柳田末雄	懲役六月 執行猶予二年	懲役一年
暴力行為等処罰法違反	平田勝	懲役五月 執行猶予二年	懲役六月
傷害	越智完司 林田勝文	懲役八月	懲役八月

地方鉄道へ切替え（港務）

公共性を利用した組合御用化の狙い

概況

三池港務所は明治四十一年開港以来今日まで、三池港の運営と三池炭鉱の専用鉄道による輸送を営んできたが、会社は昨年末の生産説明会の席上で、突然「私設専用鉄道という企業形態を地方鉄道に切り替えたい」と提案し、そのご、福岡陸運局にその手続きを行ない現在では中央の運輸省と認可の折衝を行なっている段階である。見通しとしては九月末かあるいは十月に許可がおりるのではないかと予測されている。

会社の切り替え理由

三十六年度年間全輸送量四〇〇万トン、うち石炭を中心とする自家貨物五七パーセント、関連産業貨物四三パーセントと約半数は関連産業の輸送にあたっている。だから港務所の業務実態は、もはや三池炭鉱だけの輸送から、大牟田全体の輸送を考えなければならないように性格が変ってきている。

しかも、こんご有明臨海工業の発展を考えると、ますますこの傾向に進んで行くので、この際地方鉄道として企業を運営して行きたい

われわれの考え方

(1) 会社は表面、右の理由を述べているが、営利目的の会社が、これだけの理由で切り替えるとは考えられない。

その第二の理由としては、地方鉄道に替えることで、運賃制（運賃の精算方法）を採用するといわれている。通算制とは従来の社線と国鉄線の二本立てを一本立てで料金を計算することである。

今まで手数料程度の料金を取っていたのを、こんごは国鉄なみの料金を取り、大幅の増収となること。または石炭政策変更の一環として石炭の輸送費引き下げが実現されようとしているが距離が長くなればなるほど料金が安くなる。

そこで社線と国鉄線の一本計算は石炭販売の輸送費を大幅に引き下げ、三池炭鉱のコスト切り下げと利　増大の一役を果たすことになる。

以上が切り替えの経済的な主な理由となっている。

(2) さらに三池労組としての北海道の実態調査によって明らかになったことは、地方鉄道になれば公益事業に指定され、当然労調法の適用をうける。

同法では実力行使の場合はその十日前に県知事および地労委に届け出ることになっているし、緊急調整を出されると五十日間争議を中止しなければならないその他、鉄道営業法、地方鉄道法、同運転規則によって、組合活動は大幅に制約されることになる。しかも、公益事業を理由に会社は労仂協約、就業規則の中でとくに服務・懲戒の諸規程を厳しく律するのとあわせて、転階制を導入、安定賃金を強要するなど、北海道四社の例は地方鉄道切り替え後の問題として決して労仂者の利益にはなっていないことを物語っている。

しかも、地方鉄道切り替えは、第一段階でそのつぎには企業を分離し、必然的に組合まで分離させているのも調査の結果共通している問題である。このように、切り替えは、法律による規制と公共性を利用した会社の組合御用化がねらわれ、企業分離にいたって、愛もその本性を露骨にしてくるものである。

組合活動の衰退は労仂者の労仂諸条件を低下させることは当然であり、地方鉄道に切り替えることが炭鉱坑外なみの低賃金が解決されるような宣伝は、会社のためにする巧妙なP・Rであることを確認しなければならない。

組合の態度

会社の切り替え理由と調査結果から、九月九日の中央委員会では大要つぎのことを確認した。

(1) 地方鉄道切り換えは企業分離に通じるものであり、他社の例からもわかる通り、個々人の法的な資格と差別政策から現転に不適格と判定された者は強制的に配置転換をさせられる。

また、組合活動が制約されることにより、ひいては労仂諸条件の低下をきたす等の点から基本的に反対である。

(2) この点を全組合員に理解されるように情宣を徹底し、意志の統一を図る。とくにこの問題が港務所に勤務する者に限定した考え方に随することなく、合理化の一環として全組合員の統一指標としてとらえ取組むことが何より大切である。しかも労仂条件の低下は第二組合員にもおよぶことから、その点「啓もう」することをちうちょしてはならない。

(3) 具体的諸対策は執行部に一任する。

各事件のあらまし

※転場交渉要求抗議事件（被告・川畑昭二路氏）

第二次合理化案が提案される直前の三十四年七月、港務支部貯炭出来高分会では課長の承諾で転場交渉したが、徹夜に及んだことが「監禁」として、川畑氏がその指導責任を問われたもの。

※賃金遅払い抗議事件（被告・吉田義勝氏）

三十四年八月、賃金遅払いに対し主婦約千名が本社体育館に集り、会社幹部に説明を求めたが拒否され、本所支部執行委員らが仲介をとって会社幹部三名を大部屋まで誘導した行為が暴力行為に問われたもの。

※四山社宅抗議事件（被告・原口豊氏）

三十五年三月二十九日、久保さんが殺された夜仲間の死にふん激した原口氏が、かねて脱落を勧誘していた第二組合員宅へ行き、久保さん宅へ焼香に行くことを要請、抗議行動したのが住居侵入、傷害に問われたもの。

※ホッパーでの操業阻止事件（被告・中島智博、原口豊氏）

五月七日、仮処分執行の日にホッパー奪還を狙った会社側は、ホッパー上部階段から降りてきたのでピケ隊は説得のため発煙筒をたき作業員に近寄ったことが威力業務妨害に問われたもの。

※港駅、スタッカー抗議事件（被告、川畑昭二路、平田勝、柳田末雄氏）

会社はスト破り第三者を港務所構内に入れホッパーにつぐ拠点港駅を防備した。ピケ隊は宮浦選炭場への警察の実力行使をけん制する意味も含め、五月十日港駅へ抗議デモして。これが建造物侵入、暴力行為に問われたもの。

※証人威迫事件（被告・柳田末雄氏）

港駅デモの際、窓ガラスを割っていないのに虚構の証言をした第二組合員三名に、誤解を解こうと迫ったことが「お礼参り」として証人威迫罪に問われたもの。

※宮浦脱柵事件（被告・越智完司、林田勝文氏）

七月十二日、宮浦鉱を脱柵した第二組合員が「どんな厳重なピケも突破する」とちょう発し、深夜入構しようとした所をピケ隊につかまり説得され、その際第二組合員が「暴行うけ一カ月半の負傷を被告からうけた」というが、両名はその現場には不在であったにも拘らず傷害行為で責任を問われたもの。

香港で最後の夜

世界労組大会と視察記（終）

北岡　隆

さあこれからが英国租借地香港だ。横浜出港いらい二カ月、ソ連東独、中国と横文字の一言も話せぬ私たちだったが、先方の厚意によってつねに何名かの通訳をつけてくれたし何不自由もなかったがこれから明日日本に着くまで、だれ一人世話してくれる人はなし、さあ大変だぞと緊張したが、反面三人おれば何とやらで気安めも手伝って、人の後からテクテクとくっついてホテルへ向った。

一月の下旬、日本では一番寒い気候だがここは初夏の暖かさ。冬物の背広の中では汗が滝のように流れている。ハダカになるわけにもゆかず、幸い交通公社の人が重たいトランクだけは運んでくれたので助かったが、香港に足を踏入れたとたん何だか身をしばられたような窮屈な気持になってしまった。考えてみればそれもうなづけないこともない。

みじめな大衆の生活

仂く人々を中心とした政治、経済文化、即ちすべてが人民のための共産主義社会国から、あっという間に富める者だけが人間としての生活を送れる資本主義社会国の一角に入ったからだろう。たがわずか二カ月ではあったが、余りにも当然のことのように人民の生活を見てきたおかげで、何十年となく生活してきた日本での自分たちの生活現況を忘れていたことがウカツだった。

ホテルの入口では十二、三才の子供が靴みがきをしており、靴をみがかせるとまるで履いている靴をひったくらんばかりの剣幕、おそらく学校にも行っていないのだろうが、一度外国の支配を受けるとこんなにまでなるものだろうかと悲しくなってくる。他人が餓死しようと乞食しようと構ったことではない、俺さえよければとの利己主義の見本をみたような気がする。でもこれが資本主義だろう。

ホテルで一泊後、私たちは支配人（日本人）の厚意で、香港滞在の残る数時間を有意義に使うため香港港の見物に出かけた。九龍から船でいくらもかからない香港島は、海岸からすぐ山地になっているが、僅かの平地には高層建築が立すいの余地もないほど建っている。話によると、金持ちは平地、貧乏人は上へ上へと追い上げられているそうだが、成程山の中腹から上には、今にも倒れそうな掘立小屋が無数に立ちならんでいる。

ガメツイ日本の資本家も、何とかいうビルを平地に建築中だったが、今ごろはもう出来上っていることだろう

豊富な日本商品

商店街には日本の商品が相当入りこんでいるが、中でも電気製品が一番目立つ。念のため東芝のテレビの正札をみると、日本で買う半値ほどだった。何と私たちは馬鹿らしい。自分の国でつくっている品物を外国人より日本人が高く買わねばならぬとは。不都合なことだとふんがいしていたら、ある人が外国人は無税、日本人は高い税金をとられるからだといっていたが、日本という国は何と税金の高い国だろうと考えさせられた。

今に道を歩けば歩行税、クシャミ一つしてもクシャミ税を取られはしないかと冗談をいいながら、車で香港島一周に出かけたとたん約十分にして車がエンコ。出発時間まであと何時間もない、折角のチャンスだが香港島一周はあきらめなければならなかった。